

まちづくりニュース

Vol. 54

2012. 8 月号



『提供:つくばみらい市』

8月4日みらいフェスタが開催され
多くの方が来場されました。

INDEXNEWS

- 事業の進捗状況について
 - 審議会開催の報告
 - 評価委員会開催の報告
 - 整備状況について
- 特集!! ~換地処分に向けて~
 - 今後の事業の流れ(予定)
 - 換地計画の供覧を実施しました
- 地区の近況報告について
 - つくばみらい市からの報告
 - 地域の活動をご紹介します
- おしらせ



みらい平地区の世帯数・人口(前年比)
3,172世帯(+394) 7,184人(+1,027)
【平成24年7月末現在】

事業の進捗状況について

● 審議会開催の報告

- 第49回審議会(平成24年4月24日開催)
議題：会長の選出について
評価員の選任について(諮問第75号)
- 第51回審議会(平成24年6月29日開催)
議題：仮換地の軽微な変更の処理について
換地計画の供覧の実施について
- 第50回審議会(平成24年5月31日開催)
議題：特別の宅地に関する措置について(諮問第76号)
換地設計一部の変更について(諮問第77号)
保留地の決定について(諮問第78号)
仮換地の指定について(諮問第79号)

● 審議会会長及び会長代理が変わりました

審議会会長を務められていた川井前会長が4月に辞職されたため、第49回審議会において新しい会長と会長代理が選出されました。

会長：大山進さん(宅地所有者委員) 会長代理：須藤賢一さん(新任：学識経験委員)

～ 新会長からのごあいさつ ～

4月より当地区の審議会会長に就任しました大山でございます。会長への就任ということで、審議会における同意や意見等を取りまとめるという大変重要な役職に就いたということで、会長としての責任の重さを感じております。

さて、当地区も概ね整備が完了し、まもなく換地処分を迎えることとなります。当地区の換地処分まで多くの審議事項がございますが、審議会では迅速かつ適正な審議をして参ります。今後ともよろしくお願ひします。

伊奈・谷和原丘陵部一体型特定土地地区画整理審議会 会長 大山 進



大山会長

● 評価員会開催の報告

- 第33回評価員会(平成24年3月27日開催)
議題：指数の単価について(諮問第19号)
権利価格の割合について(諮問第20号)
- 第35回評価員会(平成24年7月30日開催)
議題：保留地の処分予定価格について(諮問第24号)
- 第34回評価員会(平成24年5月23日開催)
議題：特別の用途に供する画地の評価について(諮問第21号)
保留地の評価について(諮問第22号)
保留地の処分予定価格について(諮問第23号)
換地処分に向けた今後の予定等について

● 整備状況について

当地区は、全ての民有地の宅地整備が完了し、残る整備箇所もわずかとなりました。今年度は、現在整備中の地区公園や歩道用ボックスカルバート等の施設工事を促進します。



< 主な整備箇所 >

歩道用ボックス
カルバート工事



完成予想図

地区公園(みらいの森公園)

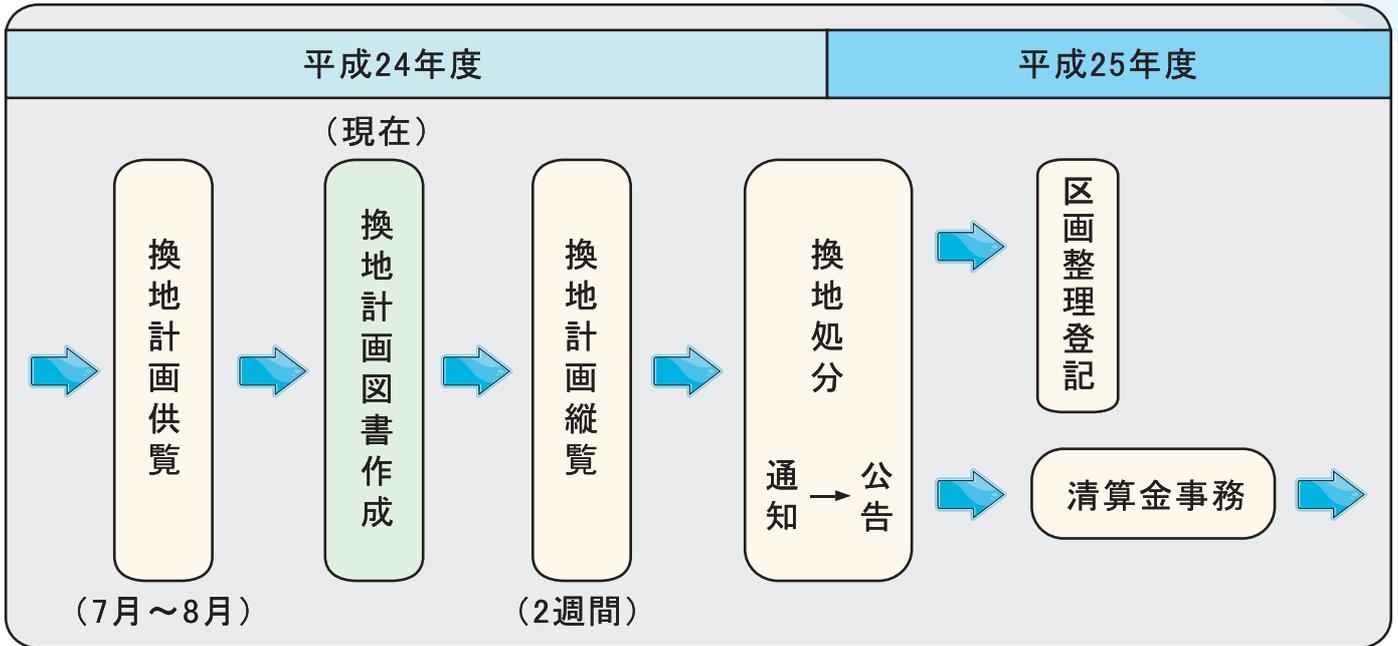


歩道橋(富士見橋)



特集!! ～換地処分に向けて～

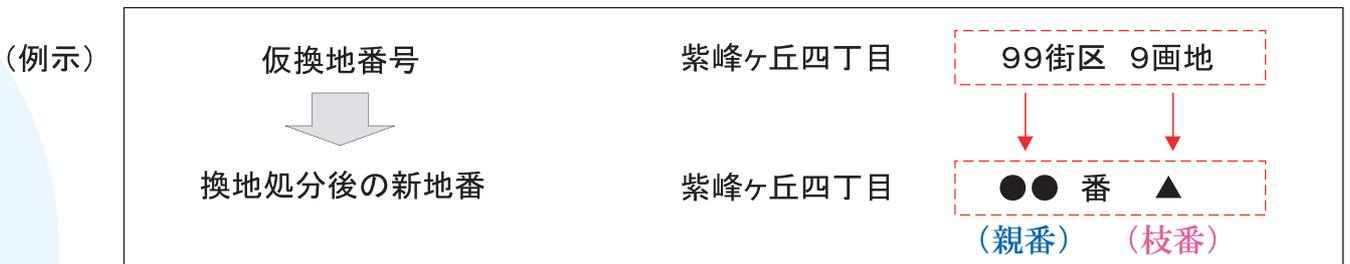
●今後の事業の流れ（予定）



（注意）上記のスケジュールは今後の関係機関協議等により変動する場合があります。

<換地処分後の新地番について>

換地処分後の新地番は、道路等に囲まれた街区ごとに「親番」を付し、街区内の画地ごとに「枝番」を付すこととなります。（街区方式による付番）



※「親番」について

「換地計画供覧」において、既にお知らせ済みの番号になります。

※「枝番」について

今後の「換地計画縦覧」において、縦覧に供する予定です。
枝番を設定するためには、予め、仮換地の画地数を確定する必要がありましたが、換地計画供覧において、最終的な画地数を確定しましたので、その画地数に基づき枝番を付番することとなります。（画地数の変動を伴う分割・合併の変更については、7月末までの申請で、8月末までに登記完了した分までを反映しています。）

新地番の枝番は、縦覧のときにわかるんだね。

<仮換地の分割・合併の取扱いについて>

当地区では、換地計画供覧において確定した画地数に基づき、新地番（枝番）を確定し、換地処分することとなります。

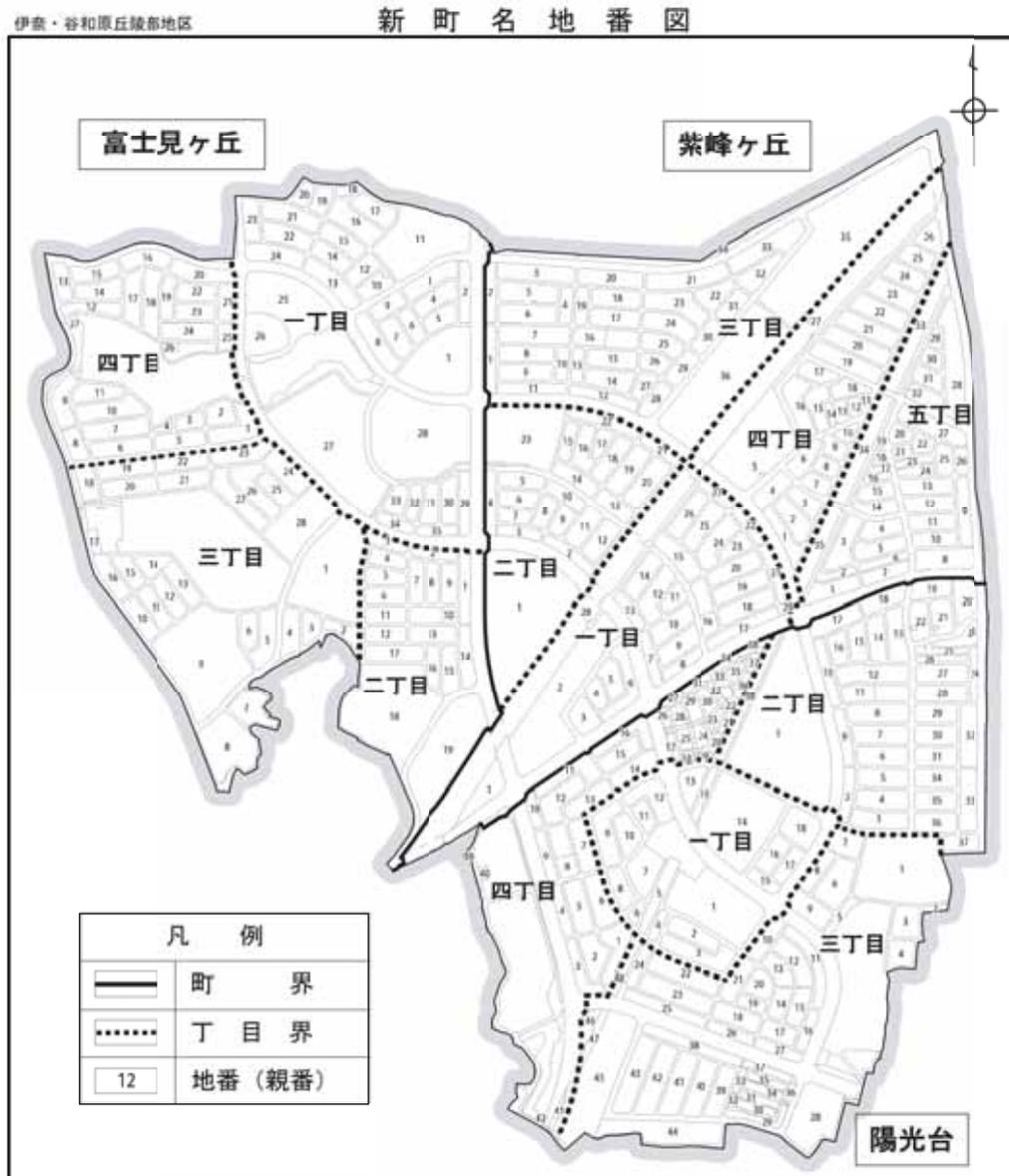
今後、画地数の変動を伴う仮換地の分割・合併を予定される方については、換地処分公告後の区画整理登記完了後にご自分で法務局に対して分合筆の手続きしていただくこととなりますので御注意ください。



今後、土地の分割・合併をする場合は、区画整理登記完了後になるんだね。

●換地計画の供覧を実施しました

平成24年7月17日（火）～8月7日（火）まで、換地計画の供覧を実施し、換地処分後の予定町名、地目、地積、地番（親番のみ）、並びに清算金等について御案内いたしました。



<よくある質問>

Q 縦覧とは何を行うのですか？

A 縦覧は土地区画整理法に基づく手続きとなり、法に基づき、2週間の期間中に限り、特定の場所において、御自分の土地の換地計画図書を見ていただく行為になります。この手続きは年末頃に予定していますので、日程が決まった段階であらためて御案内する予定です。

Q 新しい地番は縦覧の時に決まるそうですが、新住所はいつから適用開始になるのですか？

A 新住所は、換地処分公告日の翌日から適用となります。

Q 従前地の登記簿（権利証）はいつまで有効なのですか？

A 換地処分後も権利証として使用する場合がありますので、大切に保管しておいてください。

<保留地購入者の方へ>

保留地購入者の方は換地計画供覧を実施しておりません。今回の供覧の大きな目的は清算金額の事前のお知らせですので、仮換地の権利者を対象としております。

地区の近況報告について

つくばみらい市からの報告

<道路・歩道橋の名前が決まりました>

7月10日の伊奈・谷和原丘陵部まちづくり推進連絡協議会総会において、多数の応募の中から右図のように名前を選定しました。

今後は、これらの名前と呼んでいただき、より関心をもっていただくとともに、親しみを深めていただきますようお願いいたします。

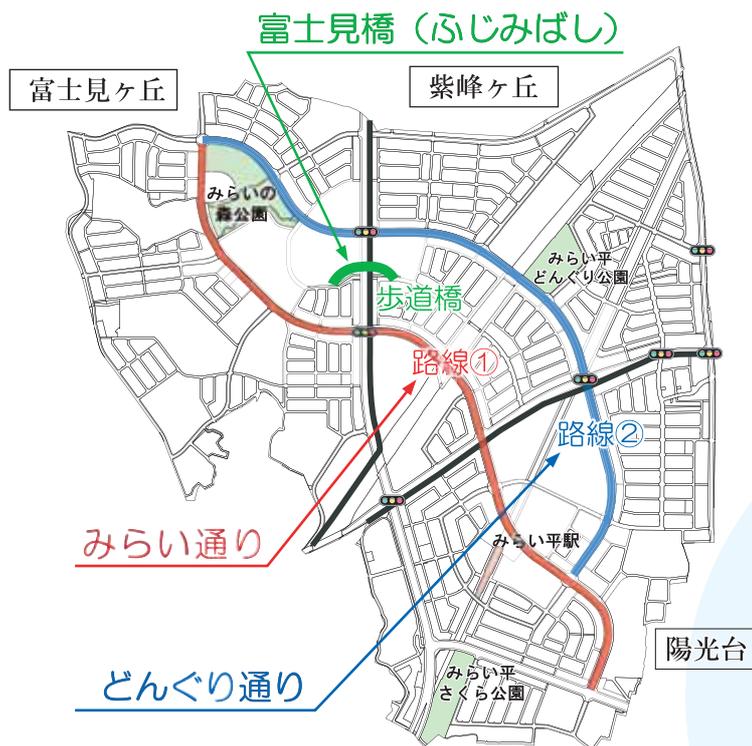
○募集期間：平成24年1月4日～2月29日

○応募数：651件

【お問い合わせ先】

つくばみらい市 特定事業推進課

TEL 0297-58-2111 (代)



<(仮称)小張配水場建設工事について>

現在、みらい平地区への水道は、伊奈と谷和原の浄水場から送水していますが、地区東部の県道谷田部小張線の隣接地に新しく地区内へ送水するための配水場を建設中です。

新配水場は、大地震にも対応できる耐震性を備え、震災時にも飲料水と消防用水の最低限の備蓄が可能となる配水池の構造で、みらい平地区の水道水の安定供給と災害時のライフラインの確保に大きな役割を果たす施設です。

近隣にお住まいの皆様には、工事用車両の出入り等でご迷惑をおかけしますが、御理解と御協力をお願いいたします。

○施設概要 (カッコ内、将来増設可能な施設仕様)

・計画給水人口 11,200人 (16,000人)

・計画給水量 4,250t/日 (6,120t/日)

○完成予定 平成25年3月

【発注者】 つくばみらい市 上下水道課 TEL 0297-58-2111 (代)

【施工者】 三井住友・新みらいJV



地域の活動をご紹介します

<青少年育成つくばみらい市民会議 小張支部会の活動報告>

青少年育成つくばみらい市民会議とは、青少年育成に地域ぐるみで協力し合い、明日の郷土を担う青少年の心身ともに健全な育成を図ることを目的としています。

小張支部は、小張小学校を中心に活動しています。メイン行事は小張秋祭りで、今年も11月18日(日)に開催する予定です。そのために地域の皆さんの協力で、米作り、サツマイモの植付けや収穫をしています。また、地元の伝統文化である綱火を、保存会の皆さんから指導していただき、秋祭りで披露しています。

小張支部の課題は、新しく転入された方々からの協力と理解を得て、小張っ子たちを見守れる環境作りをいかにして作るかです。日々発展するみらい平地区との交流の機会を多く作り、小張地区独特の活動を今後も実行して行きたいと思っております。多くの皆さんの御協力をお願いします。

【今年度の事業計画】 11月18日(日) 小張秋祭り

12月11日(火) 演劇公演(後援) どちらも開催場所は小張小学校となります

*各イベント会場でも会員の募集を行っております。

【お問い合わせ先】 事務局 小張小学校 TEL 0297-58-0003

つくばみらい市 生涯学習課 TEL 0297-58-2111 (代)



おしらせ

●各種届出のお願い

転居等による住所変更や、土地売買・相続等による権利変動等が生じた場合は、今後の換地処分に向けた権利者確認作業において不都合が生じないようにするため、すみやかに施行者まで届出をお願いします。なお、各種届出書の様式等は、当事務所のホームページ（つくば支所（権利者向け情報のページ））から入手できますので御活用ください。

住所・氏名変更届出書

住所および氏名等が変更になる時に提出していただくものです。

《添付書類：住民票 等》

（例）・引っ越した時 ・電話番号が変わった時 ・氏名が変わった時



換地処分に向けて、大切な書類が届かないことがないように、きちんと届出しておく必要があるね！

所有権移転届出書

所有権等の権利が変わった時に提出していただくものです。

《添付書類：登記簿謄本》

（例）・土地売買により土地登記簿の名義人が変わった時
・相続により土地登記簿の名義人が変わった時
・土地登記簿の権利内容に変動が生じた時

発送先変更届出書

郵便物の宛先を変更してほしい時に提出していただくものです。

（例）・海外出張により長期留守にするため、発送先を国内の代理人あてにしてほしい時
・長期入院等で連絡がつかなくなるため、発送先を近所の親族あてにしてほしい時
・現在の住所・氏名が登記簿に記載された情報と異なっている時
・土地所有者が死亡し、郵便物の宛先を変更してほしい時

●事前に御相談下さい

建築物・構造物の新築，増築，改築等をしたい・・・

地区内でこのような行為を行う時は、土地区画整理法第76条に基づく手続きをしていただく必要があります。詳しくは、当支所またはつくばみらい市役所にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】つくばみらい市 都市計画課 TEL 0297-58-2111（代）

仮換地を売りたい・・・

仮換地を売買する場合は、登記簿上では従前地の売買となりますが、売主の方は仮換地の内容や清算金について買主の方に説明する必要がありますのでご注意ください。なお、仮換地の内容等は個人情報のため、電話での問い合わせには応じられませんので、不明な点がある場合は登記名義人本人か委任状を持った代理人が、運転免許証等の本人確認書類を持参のうえ、直接窓口にお越しください。

●草刈のお願い

まちの景観維持や環境保全，防犯のため，つくばみらい市環境保全条例に基づき草刈等所有地の適正管理をお願いします。

なお，御自分で草刈をすることが出来ない場合には，市の生活環境課にて業者の紹介を含めて御相談をお受けいたしますので，お問い合わせ下さい。

【お問い合わせ先】つくばみらい市 生活環境課 TEL 0297-58-2111（代）

お問い合わせはこちら

茨城県土浦土木事務所つくば支所 伊奈・谷和原地区区画整理課 TEL：029-839-9762
〒300-2658 茨城県つくば市島名2335番地（つくば市諏訪C13街区7 ウィンズビル2F）
<http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/doboku/O1class/class40/>

土浦土木事務所つくば支所

検索

